

令和7年度

津南町介護職等修学資金のご案内

～介護福祉士を目指すかたへ～

津南町では、将来町内の介護保険サービス事業所又は町立津南病院（以下「町立病院」。）で、それぞれ介護職員又は看護助手職員として働いていただくことを目的とした修学資金貸付制度を実施しています。この修学資金は、介護福祉士の資格取得後に一定期間、町内の介護保険サービス事業所又は町立病院に勤務していただいた場合、その返還が全額免除になります。

希望されるかたは、制度の趣旨・目的をよく理解したうえで、申請を行ってください。

制度を活用し、地域の介護を担う介護福祉士となって、活躍していただくことを期待しています。

1 対象者・募集人数・貸与額・貸与期間(令和7年度新規募集)

職種	介護福祉士
対象者	将来、介護福祉士として町内の介護保険サービス事業所又は町立病院に従事する意欲のある学生で、社会福祉士及び介護福祉士法第40条の規定により文部科学大臣若しくは厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した大学、学校、養成施設に修学する者
募集人数	若干名
貸与額 <small>(修学資金は無利子です。)</small>	月額3万円
貸与期間	貸与を決定した日の属する月から、大学、学校または養成施設を卒業する月まで(正規の最短修業年限)

2 申請について

※提出書類は、修学資金貸与に関する目的以外の用途には使用しません。提出書類は、貸与決定の可否に係わらず返却しませんので、ご了承ください。

必要書類	① 津南町介護職等修学資金貸与願書（様式第1号） ② 健康診断書（様式第2号） ③ 入学する手続きを終えた者であることを証する書類（在学中のかたは、在学証明書(写し不可)） ④ 戸籍抄本及び住民票 各1通 ⑤ 前年度における学業成績書（在学中のかたのみ）
提出受付期間	随時
選考方法	書類による審査及び面接
貸与決定後に必要な書類	① 借用証書（様式第3号） ② 誓約書（様式第4号） ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書、収入に関する証明書、納税証明書 各1部 ④ 口座振込申込書 ⑤ 在学証明書(写し不可)(申請時に提出した場合は不要)

保証人について	<p>貸与決定後に必要な書類の提出には2人の保証人が必要です。保証人は、次の2つの資格を有する者でなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人と同一市町村内に住所を有し、独立の生計を営む成年者であること。 ・市町村民税の納税義務者であること。
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・成績証明書、健康診断書は毎年提出が必要です。毎年3月中に通知をします。 ・貸与者の決定状況を公表することがありますので、あらかじめご承知の上、申請してください。(人数のみの公表です。氏名、学校名、性別等を公表することはありません。)

3 返済の免除要件

職種	介護福祉士
返還の免除要件	<p>次に該当する場合は、返還の債務が免除されます。</p> <p>大学、学校または養成施設を卒業したのち、1年以内に資格を取得かつ登録をし、その後資格取得のための正規の修学年数と同一の年数を経過するまでの間に町内介護保険サービス事業所の介護員又は町立病院の看護助手職員となり継続して5年間正規職員として従事したとき</p> <p>(例えば、3年間学校で勉強し資格を取得した場合、3年以内に町内介護保険サービス事業所の介護員又は町立病院の看護助手職員となることが条件となります。)</p>

4 貸与の停止、休止、保留について

貸与の停止	<p>次の①から⑥のいずれかに該当したとき、以降の貸与を停止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 退学したとき ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ⑤ 死亡したとき ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき
貸与の休止	<ol style="list-style-type: none"> ① 休学したとき ② 停学処分を受けたとき <p>①②に該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。</p>
貸与の保留	<p>正当な理由なく定められた書類等を提出しなかったときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。</p>

5 修学資金の返還について

返還しなければならぬ場合	修学生または連帯保証人は、次のいずれかに該当するに至った場合は、修学資金を返還しなければなりません。 ① 退学したとき ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ⑤ 死亡したとき ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき ⑦ 「3 返済の免除要件」を満たさなかった場合 ⑧ 介護職員又は看護助手職員でなくなったとき
--------------	--

6 その他

(1) この修学資金貸与制度は他の修学金制度と併用可です。

参考

- ・介護福祉士等修学資金貸付制度（新潟県社会福祉協議会）
※養成施設等について指定あり

※ただし、この修学資金貸与制度は、勤務について条件を付された奨学金と併用して貸与することはできません。

(2) 修学資金の貸与の決定は町内介護保険サービス事業所又は町立病院への就職を保証するものではありません。

(3) 制度について、現状等に合わせて変更する場合があります。変更した際には、津南町ホームページ等で随時お知らせいたしますので確認してください。

7 制度に関する問い合わせ

〒949-8292（専用郵便番号：住所記載不要）

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585

津南町役場福祉保健課保険班

電話：025-765-3114

Fax：025-765-4625（総務課受付）